



横浜市の小規模多機能型居宅介護 開設のヒント【資料編】

～地域包括ケアを支える事業所になるために～

(平成24年2月版)

1	横浜市地域密着型サービス事業所整備要綱	1
2	横浜市地域密着型サービス事業所整備に係る事業計画審査実施要綱	3
3	事業計画書記入要領	7
4	介護保険事業者向けQ & A	24
5	指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準概要	30

横浜市地域密着型サービス事業所整備要綱

制 定 平成 18 年 8 月 29 日 健高施第 1275 号（局長決裁）

最近改正 平成 22 年 8 月 9 日 健高施第 1288 号（局長決裁）

（趣 旨）

第 1 条 この要綱は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 14 項に定める地域密着型サービスの整備を本市において展開するにあたり、本市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（以下、「市事業計画」という。）に基づく計画的な整備をすすめることを目的として制定する。

2 本要綱に定める事項のほか、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）及び建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）等関係法令等の規定による。

（用語の定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 小規模多機能型居宅介護等 介護保険法第 8 条第 17 項に規定する「小規模多機能型居宅介護」及び第 8 条の 2 第 16 項に規定する「介護予防小規模多機能型居宅介護」をいう。
- (2) 認知症対応型共同生活介護等 介護保険法第 8 条第 18 項に規定する「認知症対応型共同生活介護」及び第 8 条の 2 第 17 項に規定する「介護予防認知症対応型共同生活介護」をいう。
- (3) 夜間対応型訪問介護 介護保険法第 8 条第 15 項に規定する「夜間対応型訪問介護」をいう。
- (4) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護保険法第 8 条第 20 項に規定する「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」をいう。
- (5) 本事業 第 3 条に規定する事業をいう。
- (6) 事業計画 本事業の実施計画をいう。
- (7) 事業計画者 本事業の実施を計画している者をいう。
- (8) 事業所 本事業を実施する場所をいう。

（対象となる事業種別）

第 3 条 本要綱の対象となる事業種別は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 小規模多機能型居宅介護等
- (2) 認知症対応型共同生活介護等
- (3) 夜間対応型訪問介護
- (4) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

（横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画との整合）

第 4 条 事業計画者は、市事業計画に基づいた事業所設置を行うことができるよう、事業計画書を提出し、事業所の設置可否を事前に確認するものとする。事業計画書の提出にあたっては、介護保険法による事業所指定申請、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）による開発許可申請、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）による建築確認申請等の法的手続きを行う前に行うものとする。

- 2 市は、提出された事業計画書を審査し、また必要に応じ適宜事業計画者へのヒアリング及び現地確認等を行うことにより、事業所の設置可否を審査するものとする。
- 3 事業計画の審査については、関係部課長による合議とし、その要綱については別途定めるものとする。
- 4 審査結果について、横浜市地域密着型サービス事業所設置計画審査結果通知書（第1号様式、以下「審査結果通知書」という。）により通知するものとする。
- 5 審査結果通知書により、事業所設置を内諾する旨の通知を受けた事業計画のみ、介護保険事業者指定を行う予定とする。

（工事着手等）

第5条 前条に定める審査を経て、審査結果通知書により事業所設置の内諾を得た事業計画者（以下、「設置予定事業者」という。）については、建築確認申請等各種手続きを開始し、事業化に着手するものとする。

（事業の変更等）

第6条 設置予定事業者は、本事業の内容を変更しようとする場合は、横浜市地域密着型サービス事業所設置計画変更承認申請書（第2号様式）により、あらかじめ市長に申請を行い、その指示を受けなければならない。ただし、事業所の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更については、申請書の提出を省略することができる。

- 2 設置予定事業者は、本事業を中止し、又は廃止する場合には、横浜市地域密着型サービス事業所設置計画中止・廃止承認申請書（第3号様式）により、すみやかにその旨を伝えなければならない。
- 3 前二項の規定による申請を承認することを決定したときは、横浜市地域密着型サービス事業所設置計画変更等承認書（第4号様式）により行なうものとする。
- 4 設置予定事業者は、本事業が予定の期間内に完了しない場合又は遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（介護保険事業者指定申請）

第7条 設置予定事業者は、介護保険事業者指定を受けるため、所定の時期に必要な手続きを行わなければならない。

（委 任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に際し必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年8月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年1月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年9月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年8月9日から施行する。

横浜市地域密着型サービス事業所等整備に係る事業計画審査実施要綱

制 定 平成 18 年 8 月 29 日 健高施第 1277 号（局長決裁）

最近改定 平成 22 年 8 月 9 日 健高施第 1288 号（局長決裁）

（趣 旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市地域密着型サービス事業所整備要綱（平成 18 年 8 月 29 日 健高施第 1275 号。以下、「整備要綱」という。）第 4 条第 3 項及び横浜市高齢者在宅療養拠点モデル事業実施要綱（平成 21 年 8 月 28 日 健高施第 1403 号。以下、「療養拠点実施要綱」という。）第 4 条 3 項の規定に基づき、事業計画の審査について定めるものとする。

（地域密着型サービス事業所等設置計画審査委員会の設置）

第 2 条 事業計画の審査を適正に行うため、地域密着型サービス事業所等設置計画審査委員会（以下、「審査委員会」という。）を設置する。

- 2 整備要綱第 3 条第 1 号、第 2 号の審査については、別紙 1 に定める審査基準に基づき行うこととする。
- 3 整備要綱第 3 条第 3 号の審査については、別紙 2 に定める審査基準に基づき行うこととする。
- 4 療養拠点実施要綱第 2 条第 1 号の審査については、別紙 3 に定める審査基準に基づき行うこととする。
- 5 整備要綱第 3 条第 4 号の審査については、別紙 4 に定める審査基準に基づき行うこととする。

（組 織）

第 3 条 審査委員会の委員及び委員長は、別紙 5 に定めるとおりとする。

（委員長）

第 4 条 委員長は、審査委員会を代表し、委員会を統括する。

- 2 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。
- 3 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、予め委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

（会 議）

第 5 条 委員長は、必要に応じ、審査委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。
- 3 審査委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 審査委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（庶 務）

第 6 条 審査委員会の庶務は、高齢健康福祉部高齢施設課において処理する。

（介護保険者指定内諾等事業者の決定）

第 7 条 委員長は、審査委員会の審査結果について、健康福祉局長に報告する。

- 2 健康福祉局長は、前項の報告に基づき、横浜市地域密着型サービス運営部会に報告した上で内諾を与える事業者を決める。ただし、療養拠点実施要綱第 2 条第 1 号については、審査委員会で内諾を与える事業者を決める。

- 3 整備要綱第3条各号の審査結果については、整備要綱第1号様式により通知する。
- 4 療養拠点実施要綱第2条1号についての審査結果については、療養拠点実施要綱第1号様式により通知する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審査等について必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年8月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年1月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年1月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年8月9日から施行する。

審査基準

審査会は次に掲げる基準を考慮し事業計画の審査を行い、事業者指定内諾の可否を決める。

選 定 基 準 の 項 目	
設置主体の評価	1 理事長等法人代表者の経験及び適格性 代表者及び代表予定者は、当該介護保険事業者指定基準等に適合する者であり、当該事業を運営するにあたり十分な知識及び経験等を有するものであること。
	2 事業所管理者の経験及び適任性 管理者及び管理者予定者は、当該介護保険事業者指定基準等に適合する者であり、当該事業を運営するにあたり十分な知識及び経験等を有する者であること。
	3 事業実績 法人は、当該事業をはじめ高齢者保健福祉事業等において十分な事業実績を有すること。
	4 関係行政庁の監査及び指導状況 法人は、高齢者保健福祉事業の運営に係る関係行政庁の監査及び指導の状況からみて、本事業の設置主体として問題がないと認められること。
	5 法人の経営状況 経営状況が良好であり、当該事業所の設置運営に支障がないこと。
事業計画の評価	1 事業所運営の基本的考え方 事業所運営の考え方や事業計画は、具体性があり、地域密着型サービスの理念を具現化したものであること。
	2 建設及び運営資金の確保状況 事業所の建設及び運営に必要な資金については、その調達方法など資金計画が確実であること。また借入金がある場合は、償還が確実に履行される見通しがたっていること。
	3 建設用地及び建物の確保 建設用地及び建物の確保（所有又は賃借）が確実に見込まれるものであり、用地及び建物の確保が未確定及び関係機関と未調整等により、事業執行に支障が生じる恐れがないこと。
	4 建設用地の立地条件 建設用地は、施設利用者の観点から環境、防災、交通利便性等を考慮できること。及び当該施設を運営する観点から適切な面積及び形状であること。
	5 近隣対応 隣接住民、町内会等に対し、事業所開設に係る地元との必要な調整を図っており、地域住民及び他の地域資源との連携を確保できる見通しがたっていること。
	6 施設内容及び整備方針 建物は、当該介護保険事業者指定基準上の各設備基準を満たし、安全で快適な空間づくりに配慮した仕様とすること。
	7 適正配置 同種の他事業所と極端に近接せず、地域における適切な配置が見込めること。
その他	整備施設の特異性等から審査会が必要と認めた項目

別紙5（第3条関係）

審 査 委 員 会 組 織

審査会の構成員は次のとおりとする。

委員長	高齢健康福祉部長
委員	高齢健康福祉課長 介護保険課長 事業指導室長 高齢在宅支援課長 高齢施設課長 高齢施設整備担当課長 総務部監査課長

資料3 小規模多機能型居宅介護 事業計画書記入要領

小規模多機能型居宅介護事業の事業計画書を掲載します。事業計画を提出する際は次ページ以降にある事業計画書様式の作成と以下にある添付書類を準備する必要があります。

様式については以下のウェブページからも確認することができます。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/kourei/jigyousya/kaigo/syouta/st-seibi.html>

添付資料一覧

項目番号	◆1 事業者について
1-1	定款
1-2	法人登記簿謄本
1-3	既存事業概要・パンフレット
1-4	決算報告書(貸借対照表、損益計算書、財産目録)(直近3か年)
1-5	既存事業(特別養護老人ホーム等)に係る関係行政庁の監査及び指導状況等(直近3か年) 口頭での指導等があった場合は、指導等の内容及び改善状況をまとめてください(様式は問いません)
1-6	法人市民税の納税証明書(直近1か年)
	◆3 立地条件について
3-1	都市計画図(i-マップ)
3-2	土地登記簿謄本(要約書では不可です)
3-3	公図(設置予定地をマーカーで縁取りしてください)
3-4	現況写真(設置予定地を周囲4方向(前面道路、隣接建物との関係などがわかるよう)から撮影したもの)
3-5	土地売買契約書、土地賃貸借契約書、合意書等があれば添付
	◆4 建物について
4-1	図面(配置図、平面図(改修及び増改築の場合は改修・増改築前の図面も添付))
4-2	工事工程表(様式自由。工事種別ごとに表してください)
4-3	建物売買契約書、建物賃貸借契約書、合意書等があれば添付
4-4	(既存建物を利用する場合)現況写真(全景のほか、建物内の主要部分)
4-5	(既存建物を利用する場合)検査済証、建物登記簿謄本、(建築確認申請台帳記載証明書)
	◆5 資金計画について
5-1	(自己資金がある場合)直近の預金残高証明書(通帳等銀行の預金残高(通帳のコピー可)がわかるもの)
5-2	(寄付金がある場合)寄付の決定を記したもの(理事会議事録、念書等)
5-3	(出資金がある場合)出資の決定を記したもの(理事会議事録、念書等)
	◆別紙6 地元への説明経緯
別紙6	設置予定地周辺住民(町内会・自治会等)の合意書等があれば添付
	◆別紙7 地域連携の計画
別紙7	地図(縮尺1:10,000程度のものに、設置予定地を中心として、別紙6の連携を予定している具体的な地域資源連携を図示してください)

小規模多機能型居宅介護事業所 事業計画書(平成〇年度第〇回募集)

横浜市 長

法人所在地 _____
 法人名称 _____
 代表者職・氏名 _____ (印)

事業所の名称: _____ (仮称) _____
 設置予定地: _____ 横浜市 _____ 区 _____
 日常生活圏域名: _____ 圏域

日常生活圏域について
 こちらでご確認ください。
<http://www.city.yokohama.jp/me/kenkou/kourei/jigyousya/kaigo/syouta/seikatsukeniki.pdf>

補助金申請:
 申請します: 整備費 開設前準備経費 運営費
 《補助金採択できなかった場合》
 整備費: 補助なしで設置 設置辞退
 開設前準備経費: _____ で設置 設置辞退
 運営費: 補助 _____ 設置辞退
 全て申請しません

補助金について
 「建設の手引き」P10(4)「開設に伴う補助金について」をお読みください。

優先順位(同一法人複数提出)

優先順位について
 同一法人で複数の計画を提出される場合は計画の優先順位をご記入ください。

連絡先等について
 直接ご担当者様につながる連絡先をお教え下さい。
 (eメールアドレス等がない場合は記入不要です)

担当者 氏名 _____
 所在地(郵送先)
 〒 _____ - _____ _____

 _____ 番号 _____
 _____ 番号 _____
 _____ mailアドレス _____

<事業計画書の提出にあたり、以下の点にご注意ください>

- ※ 事業計画書提出にあたっては**1冊**ご提出ください。
- ※ 提出書類は**フラットファイル等にとじ込み**、項目ごとに**インデックス**をつけてください。
- ※ 用紙は**A4版**とし、線や文字は明瞭なものを使用してください。
- ※ 定款、謄本等、**添付資料はすべて写しによる提出でも可**です。
- ※ 事業計画書提出にあたり**締切日以降の資料の追加提出等はお受けできません**。
- ※ ご提出いただいた事業計画書及び添付資料等の**返却はいたしません**。
- ※ 事業計画書等の作成に伴う費用は**全額事業者負担**となります。
- ※ **虚偽その他不正な申請があった場合、内諾を取り消すことがあります**。
- ※ 各提出資料について、複写の場合は**原本証明**をしてください。

＜ 平成〇年度 小規模多機能型居宅介護事業 事業計画書 ＞

◆1 事業者について

法人	名称 新設法人		年 月 設立
法人所在地	〒		

定員数について
 設備要件と整合性の取れるようにしてください。
 (例: 利用登録定員=25人とする場合、
 通い定員=25/2=13人以上(上限:15人)
 →居間の広さ=13×2.5㎡=32.5㎡以上
 泊まり定員=13/3=5人以上(上限:9人)
 →1人あたり7.43㎡以上
 →居間を利用する場合、プライバシー配慮の仕様
 (カーテンによる間仕切りは不可)

◆2 事業所について

設置場所			圏域
事業所名称			
定員数			人
事業理念 運営方針	併設施設等について 介護保険事業(グループホームなど)や医療(診療所など)など併設施設等があればご記入ください。		
交通機関アクセス			
併設施設等			
事業開始予定	平成	年	月 日 (偶数月の1日が指定日)

◆3 立地条件について

敷地面積	㎡	用途地域		容積率/建ぺい率	/
土地所有 権利形態	1 自己所有 2 今後取得予定 3 土地は地主所有で借家 4 借地(予定含む) ・契約期間: 年 月 日 ~ 年 月 日 (年間)				
取得又は借地に 関する折衝状況	<input type="checkbox"/> 契約書又は合意書等を締結している。 <input type="checkbox"/> 口頭で確約を受けている。 <input type="checkbox"/> 現在交渉中。				

◆4 建物について

建物の構造	造	階建の	階部分	1 耐火	2 準耐火	3 その他
建物の状況	1 改修 2 増改築 3 新築 4 改修なし 既存建物から転用する場合(「3 新築」以外の場合) ・竣工日: 年 月 建築(築後 年) ・建築基準法に基づく建築確認の用途 ()					
建築面積	㎡	延床面積	建物全体	㎡	うち、小規模多機能	㎡
建物構造概要 (小規模多機能 指定基準)	居間及び食堂の合計面積 ㎡ ≥ 基準上必要な面積 ㎡ 個室の 宿泊室 室 個室以外の 宿泊室の 合計面積 ㎡ 宿泊サービスの利用 定員から個室の定員数 を減じた数 人					
建物所有 権利形態	1 自己所有 2 今後取得予定 3 借家(予定含む) ・契約期間: 年 月 日 ~ 年 月 日 (年間)					
施工計画	着工予定: 平成 年 月 日 竣工予定: 平成 年 月					
取得又は借家に 関する折衝状況	<input type="checkbox"/> 契約書 <input type="checkbox"/> 口頭で確約を受けている。 <input type="checkbox"/> 現在交渉中。					

事業費内訳について
 各々の金額については、「別紙4」で計上して
 いる金額と同じとなるように入れてください。

◆5 資金計画について

事業費内訳	総事業費:		(合築時)うち、小規模多機能事業費:		
		千円		千円	
財源内訳	自己資金:		補助金:		
		千円		千円	
	借入金:		その他(寄付金等):		
		千円		千円	

事業運営実績について

法人が現在運営している高齢者福祉、医療サービス等の事業を記入してください。

事業開始年月	運営年数 (基準：H23.3.31)	事業種別	事業所名	事業所所在地	サービス提供地域
平成20年8月	2年8か月	小規模多機能型居宅介護	藤沢市××町△-△	藤沢市	藤沢市
平成15年9月	7年6か月	認知症デイサービス	事業種別について サービス種別をお書き下さい (例、デイ、認知症デイ、認知症高齢者グループホーム)	△	○○区、××区ほか
平成15年9月	7年6か月	デイ	デイサービスセンター□□	横浜市□□区※町△-△	□□区、横須賀市○○ほか
平成16年12月	6年4か月	訪問介護	△△ホームヘルプース	川崎市□□区□□	市□□区、△△区
平成15年9月	7年7か月	居宅介護支援			
医療系					
その他	平成元年9月	22年7か月	配食サービス		

事業種別について
サービス種別をお書き下さい
(例、デイ、認知症デイ、認知症高齢者グループホーム)

サービス提供地域について
一概に「横浜市全域」と表記するのではなく、なるべく実際の利用状況を表すような表記としてください
(例)○○区、□□区、××区ほか

医療系の事業種別について
医療事業として病院を挙げる場合は、診療科目も併せてご記入ください(内科、外科、精神科等)

各項目の目安としては以下のとおりです。
 ■小規模多機能：小規模多機能型居宅介護
 ■通所系：通所介護、通所リハ
 ■訪問系：訪問介護、訪問看護、訪問リハ、訪問入浴
 ■居住・宿泊系：特養、老健、療養型、有料老人ホーム/特定施設、軽費老人ホーム、認知症高齢者GH、ショートステイ
 ■居介支：居宅介護支援事業所
 ■医療系：病院、診療所(訪問看護、療養型の記入も可)
 ■その他：その他高齢者福祉・医療サービスに関係すると思われる事業(配食サービス、地域交流サロン、送迎サービスなど)

事業廃止実績について

法人が地域密着型サービスで廃止したことのある事業所がある場合に記入してください。

事業所名	事業所所在地	事業開始年月日	廃止理由
<p>事業廃止実績について 当該法人として横浜市内だけではなく、他市町村で廃止をした地域密着型サービスがあれば記入してください。</p>			
夜間対応型通所介護		平成 年 月 日	
認知症対応型通所介護		平成 年 月 日	
小規模多機能型居宅介護		平成 年 月 日	
認知症対応型共同生活介護		平成 年 月 日	
地域密着型特定施設入居者生活介護		平成 年 月 日	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		平成 年 月 日	

※記入欄が足りない場合は適宜追加してください

外部評価実施状況一覧

法人が現在運営している全ての小規模多機能型居宅介護事業所及び認知症対応型共同生活介護事業所の外部評価の実施状況を記入してください。

	事業所名	事業所番号	開設年月日	平成20年度 評価決定日	平成21年度 評価決定日	平成22年度 評価決定日
1	小規模多機能「〇〇〇」	14〇〇〇〇〇〇〇〇〇	平成18年〇月〇日	平成20年〇月〇日	平成21年〇月〇日	平成22年〇月〇日
2	グループホーム「〇〇〇」	14〇〇〇〇〇〇〇〇〇	平成18年〇月〇日	平成20年〇月〇日	平成21年〇月〇日	平成22年〇月〇日
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

評価決定日について
年度毎に評価が決定した日をお書きください。

※記入欄が足りない場合は適宜追加してください

運営推進会議の実施状況一覧

法人が現在運営している全ての小規模多機能型居宅介護事業所及び認知症対応型共同生活介護事業所の運営推進会議の実施状況を記入してください。

	事業所名	事業所番号	開設年月日	平成22年度 第1回実施日	平成22年度 第2回実施日	平成22年度 第3回実施日	平成22年度 第4回実施日	平成22年度 第5回実施日	平成22年度 第6回実施日	備考
1	小規模多機能「○○○」	14○○○○○○○○	平成18年○○月○○日	平成○○年○○月○○日	平成○○年○○月○○日	平成○○年○○月○○日	平成○○年○○月○○日	平成○○年○○月○○日	平成○○年○○月○○日	
2	グループホーム「○○○」	14○○○○○○○○	平成18年○○月○○日	平成○○年○○月○○日	平成○○年○○月○○日	平成○○年○○月○○日	平成○○年○○月○○日	平成○○年○○月○○日	平成○○年○○月○○日	
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										

運営推進会議の実施日について
平成22年度に開催した運営推進会議の実施日をお書きください。
平成22年度の途中に開設した事業所については、平成23年度に
開催した運営推進会議の実施日もお書きください。

※記入欄が足りない場合は適宜追加してください

代表者の経歴書

※提出の際は、必ず本人の同意を得てください。

事業所の名称	
フリガナ	
氏名	本人同意について 職業、職歴、資格は個人情報なので、必ず本人の同意を得てからご提出ください。
主な職歴等	

1、認知症高齢者介護に関する経歴

年月～年月	期間	勤務先等	職務内容
(例)平成5年10月 ～平成10年9月	4年11か月	(例)社会福祉法人〇〇会 特別養護老人ホーム〇〇苑	(例)介護従業者 (認知症専門棟で40人程 の利用者の担当)
	年 か月		
	年 か月		
	年 か月		
	年 か月		

職務内容について
なるべく具体的に表現してください
(特に認知症介護経験の有無)

2、保健医療サービスまたは福祉サービスの経営に関する経歴

年月～年月	期間	勤務先等	職務内容
(例)平成10年10月 ～現在	12年6か月	(例)株式会社〇〇〇〇 デイサービスセンター〇〇〇	(例)代表取締役
	年 か月		
	年 か月		
	年 か月		
	年 か月		

代表者について
介護保険法という代表者です。
したがって必ずしも代表取締役になるとも限りません。

職務に関する資格

資格	取得年月
(例)ホームヘルパー	10年6月
(例)准看護師	10年6月
(例)介護支援専門員	(例)平成16年6月

経営に関する経歴について
なるべく具体的に表現してください
(社名に加え、主な事業所名・サービス名もご記入ください)

備考(研修等の受講の状況)

厚生労働省令に定める研修について(認知症介護サービス事業開設者研修など)

○受講済(研修名: (例)認知症対応型サービス事業開設者研修(平成17年6月修了))

未受講 月の 主催の 研修受講予定

※ 受講済みの場合は、ご本人の同意を得て、終了証書の写しを添付してください。

※ 未受講の場合で、今後、研修を受講する予定の方は、研修の主催団体を記入してください。

※ 「職務内容」には認知症高齢者の介護経験も含めてご記入ください。

新事業所管理者の経歴書

※提出の際は、必ず本人の同意を得てください。

管理者とは

介護保険法でいう管理者です。
法人の任意により別途施設長、所長、フロアリーダー等を設ける場合であっても、ここには介護保険法上の管理者を記載してください。

本人同意について

職業、職歴、資格は個人情報なので、必ず本人の同意を得てからご提出ください。

1、認知症高齢者介護に関する経歴

年月～年月	期間	職歴	職務内容
(例)平成5年10月 ～平成10年9月	4年 11か月	(例)社会福祉法人〇〇会 特別養護老人ホーム〇〇苑	(例)介護従業者 (認知症専門棟で40人程 の利用者の担当)
(例)平成10年10月 ～現在	12年 6か月	(例)特定非営利活動法人〇〇会 認知症高齢者グループホーム〇〇ホーム	(例)管理者兼計画作成担当 (9人の利用者のサービス 成を担当)
	年 か月		
	年 か月		
	年 か月		
	年 か月		

職務内容について

なるべく具体的に表現してください。
(特に認知症介護経験の有無)

職務に関する資格

資格の種類	資格取得年月
(例)ホームヘルパー2級	(例)平成10年6月
(例)准看護師	(例)平成10年6月
(例)介護支援専門員	(例)平成16年6月

備考(研修等の受講の状況)

厚生労働省令に定める研修について(認知症介護サービス事業所管理者研修など)

受講済(研修名:)

未受講 7 月の 横浜市 主催の 認知症介護実践者 研修受講予定

※ 受講済みの場合は、ご本人の同意を得て、終了証書の写しを添付してください。

※ 未受講の場合で、今後、研修を受講する予定の方は、研修の主催団体を記入してください。

※ 「職務内容」には認知症高齢者の介護経験も含めてご記入ください。

新事業所管理者の経歴書

※提出の際は、必ず本人の同意を得てください。

この様式について

新事業所の管理者予定者(別紙2-2)が、同法人内の別のGHまたは小規模多機能型居宅介護事業所等地域密着型サービス事業所の管理者から就任する場合、その人が抜けた後の既存事業所の管理者予定者を記入していただきます。

本人同意について

職業、職歴、資格は個人情報なので、必ず本人の同意を得てからご提出ください。

主な職歴等

1、認知症高齢者介護に関する経歴

年月～年月	期間	勤務先等	職務内容
(例)平成5年10月 ～平成10年9月	4年 11か月	(例)社会福祉法人〇〇会 特別養護老人ホーム〇〇苑	(例)介護従業者 (認知症専門棟で40人程 の利用者の担当)
(例)平成10年10月 ～現在	12年 6か月	(例)特定非営利活動法人〇〇会 認知症高齢者グループホーム〇〇ホーム	(例)管理者兼計画作成担当 (9人の利用者のサービス 計画作成を担当)
	年 か月		
	年 か月		
	年 か月		
	年 か月		

職務に関する資格

資格の種類	資格取得年月
(例)ホームヘルパー2級 (例)准看護師 (例)介護支援専門員 ○	(例)平成10年6月 (例)平成10年6月 (例)平成16年6月

備考(研修等の受講の状況)

厚生労働省令に定める研修について(認知症介護サービス事業所管理者研修など)

受講済(研修名:)

未受講 7 月の 横浜市 主催の 認知症介護実践者 研修受講予定

※ 受講済みの場合は、ご本人の同意を得て、終了証書の写しを添付してください。

※ 未受講の場合で、今後、研修を受講する予定の方は、研修の主催団体を記入してください。

※ 「職務内容」には認知症高齢者の介護経験も含めてご記入ください。

土地利用・建築に係る関係機関との協議状況

1 土地利用に係る関係機関との事前相談の状況

土地利用に関して関係機関との協議が必要な場合は、都市計画法、地区協定、農業振興地域制度等の各種法令の適用状況及び指導の概要などをご記入ください。

年月日	相談・協議相手	相談・協議の概要(各種法令の適用状況、指導の内容等)
平成〇年〇月〇日	都市整備局地域整備課 〇〇氏	地区協定、まちづくり協議上の条件の確認 小規模多機能を整備するにあたって、特に問題はないとのこと。
平成〇年〇月〇日	北部農政事務所 〇〇氏	農地転用の可否および手続きの確認 特に問題はないとのこと。協議の詳細については健康福祉局の審査結果後に行う。
平成 年 月 日		

土地利用・建築に係る関係機関との協議状況について
 当該土地・建物において、事業計画(平面計画など)を実施するのに支障あるかどうかを、事前に確認しその状況についてご記入ください。
 ■日時: 相談をした日時を記入してください。
 ■相手: 担当部署、個人名などを記入してください。(例)〇〇局〇〇課 〇〇氏)
 ■相談内容(各種法令の適用状況、指導の内容等)
 : 前述「相手方」に対し事業計画の相談をしたところ、設置の可否等を含めどのような指導を受けたのか、また今後どのような協議を要するのか、などを記入してください。
 : 事業計画書提出以後の予定があれば書いてください。

の内容等)

平成 年 月 日		
----------	--	--

※記入欄が足りない場合は適宜追加してください。

2 建築に係る関係機関との事前相談の状況(建築・宅地指導センター、消防署等)

建築に関して、建築基準法、消防法等各種法令の適用状況及び関係機関の指導概要を記入してください。

年月日	相談・協議相手	相談・協議の概要(各種法令の適用状況、指導の内容等)
平成〇年〇月〇日	建築局 建築審査課〇〇氏	図面を提示し建築基準法等の確認。概ね問題ないとのこと。 今後、健康福祉局の審査が通ってから、詳細の打合せを行う。
平成〇年〇月〇日	〇〇区消防署 予防課〇〇氏	図面を提示し消防法等の確認。概ね問題ないとのこと。 今後、健康福祉局の審査が通ってから、詳細の打合せを行う。
平成 年 月 日		
平成 年 月 日		
平成 年 月 日		
平成 年 月 日		
今後の協議予定	相談・協議相手	相談・協議の概要(各種法令の適用状況、指導の内容等)
健康福祉局 審査後	建築局 建築審査課〇〇氏	詳細の打合せ、建築確認申請等を行う。
健康福祉局 審査後	〇〇区消防署 予防課〇〇氏	詳細の打合せを行う。

※記入欄が足りない場合は適宜追加してください。

資金計画

◆1 建築の形態(単独 / 併設・合築の状況)

	延床	「うち小規模多機能事業費」について 他施設(例、診療所併設)との合築の場合における、「小規模多機能」分に係る事業費です。 なお、小規模多機能部分と他施設との合築の場合で、明確な費用区分が難しい場合は、1建物の形態の割合を参照して「面積按分」により算出してください。
小規模多機能本体		
その他合築施設		
計		

◆2 設置に係る総事業費

(1) 事業費内訳(金額の単位は「千円」)

		事業費	うち小規模多機能事業費 (他施設と合築の場合) <small>※単独事業の場合は記入不要</small>	備考
「(1)事業費内訳」および「(2)財源内訳」について 設置予定者が支出を予定している初期投資費用(イニシャルコスト)を計上してください。 (例:土地所有者が建物を建て、設置予定者が直接建築費用を支払わずそれを借り受けるような場合(いわゆるリースバック方式)、建築費は「0円」となります)				
内訳	外構工事費			
	造成工事費			
	その他			
その他費用				
内訳	初度調弁・備品購入			
	運転資金(3か月分)			
	その他			
総事業費		0	0	

(2) 財源内訳(金額の単位は「千円」)

「補助金」の欄について 補助金を申請される場合、その補助予定額をご記入ください。 (整備費:30,000千円、開設準備資金:宿泊定員×600千円、運営費:4,000千円) ※詳細は、選定後、担当者から御連絡いたします。				
自己資金				
内訳	法人預			
	その他			
補助金				
借入金(元金を記入)				
その他				
内訳	寄付金			
	出資金			
	その他			
	財源内訳計	0	0	

◆3 借入金(借入金のある場合のみご記入ください)

(1) 借入金に対する償還計画(記入欄が足りない場合は適宜追加してください)

償還年次	償還額(単位:千円)			左に対して、予定している返還財源
	元金	利息	合計	
1			0	
2			0	
3			0	
4			0	
5			0	
6			0	
7			0	
8			0	
合計	0	0	0	

(2) 金融機関との折衝状況

書面による確約を得ている。
 口頭による確約を得ている。
 現在交渉中。

折衝金融機関 ()

収支予算書

年間の収支見通し、利用者見込数のわかる資料であれば、この様式に従わなくても構いません。参考となる資料を添付してください。

平成 24 年 10 月 1 日 ~ 平成 25 年 10 月 1 日 (開設予定日から1か年)

1 収入

内容	単価(円)	数量	年間収入予想
(例)介護報酬(要介護度平均〇で算定)	〇〇〇〇	〇人×〇か月	0
(例)食費(昼食)	〇〇〇〇	〇人×〇か月	
(例)食費(おやつ)	〇〇〇〇	〇人×〇か月	
(例)食費(夕食)	〇〇〇〇	〇人×〇か月	
(例)食費(朝食)	〇〇〇〇	〇人×〇か月	
(例)滞在費	〇〇〇〇	〇人×〇か月	
合計			

数量について
内訳がわかるよう記入してください。
(必ずしも例示のように「〇人×〇ヶ月」という書き方でなくても構いません。単価×数量=年間収支予想となるよう作成してください)

収入見込みを考慮するために、利用者の見込み数を考えましょう。平均要介護度

4 月別状況一覧表(開設予定日から1か年)

年													月	
月													別	
利用者見込数													0	0
職員見込数													0	0

職員見込数について
雇用する職員の見込み数(人数)を記入してください。

2 支出

内容	単価(円)	数量	年間費用予想
(例)管理者	〇〇〇〇	〇人×〇か月	0
(例)計画作業者	〇〇〇〇	〇人×〇か月	0
	〇〇〇〇	〇人×〇か月	0
	〇〇〇〇	〇人×〇か月	0
	〇〇〇〇	〇人×〇か月	0
	〇〇〇〇	〇人×〇か月	0
福利厚生費	〇〇〇〇	〇人×〇か月	0
交通費	〇〇〇〇	〇人×〇か月	0
人件費計			0
(例)建物賃借料	〇〇〇〇	〇か月	0
(例)水道光熱費	〇〇〇〇	〇か月	0
(例)食費	〇〇〇〇	〇か月	0
(例)電話料金	〇〇〇〇	〇か月	0
(例)車リース	〇〇〇〇	〇か月	0
(例)車維持費(燃料等)	〇〇〇〇	〇か月	0
(例)その他事務経費	〇〇〇〇	〇か月	0
事務所経費等計			0
合計			0

「内容」について
「管理者」「賃料」「食費」のように、内訳がわかるよう記入してください。

利用者見込数について
利用登録定員数の見込み数を記入してください。

3 収支見通し

年間収入予想	0
年間費用見積	0
年間収支見通し	0

地元への説明経緯

設置予定地の説明・折衝状況

説明年月日	相手方	説明内容及び質疑応答(意見、要望等)
(例)平成〇年 〇月〇日	(例)〇〇町内会長 ほか近隣住民〇人	(例)当該事業について説明(制度の説明、設置希望趣旨、今後の予定・・・) [意見・要望]町内会に諮る、充分説明すること、基本的には了解・・・
(例)平成〇年 〇月〇日	(例)〇〇町内会定例会 (〇〇人参加)	(例)〇月〇日の説明・要望を受けて、説明・・・ [意見・要望]・・・。それに対し、〇〇することで対応する旨を伝えました。
<p>設置予定地への説明・折衝状況 現時点でどこまで地域の理解・同意を得られているのか、また今後得られる見込みなのかを詳しく記入してください。 ■説明月日:説明をした月日を記入してください。 ■相手方:役職、個人名などを記入してください。 (例)〇〇町内会長 □□氏、近隣住民〇〇人 ■説明内容及び質疑応答(意見、要望等) 前述「相手方」に対しどのような説明を行ったのか、また、要望・意見等はあったのか、などを詳しく記入してください。</p>		
今後の説明予定	相手方	説明予定内容
(例)平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日	(例)近隣住民約〇人	(例)当該事業について説明(制度の説明、設置希望趣旨、今後の予定・・・)
(例)平成〇年〇月〇日		度の説明、設置希望趣旨
<p>今後の説明予定について 事業計画書提出以後の予定があれば書いてください。</p>		
		<p>提出について この様式で事業計画書提出後も受け付けます。</p>

※記入欄が足りない場合は適宜追加してください。

※説明状況等が進行したり、変更等があった場合は、**随時、この様式で提出してください。**

地域連携の計画

1 「地域連携」に対する考え方

運営するにあたり、様々な地域資源との連携が求められます。高齢者ができる限り住み慣れた地域の中で暮らしていくことを支援するため、どのような地域ネットワークを構築しているのか、本事業所における「地域連携」の基本的な方針をご記入ください。

--

2 具体的な地域連携体制

前述の「地域連携」を実現するため、具体的にどのような地域資源と連携体制を築くことを計画されていますか。現時点での調整状況等についてお聞かせください。（「地域資源」とは、介護事業者、医療機関等のほか、他の福祉事業者、自治会・町内会、民生委員、商店街、保育園、地域サロン等、あらゆる資源を含みます。）

連携を予定している地域資源名	所在地	連携・活用内容 (当該地域資源と「どのような」連携を結ぶのか、「どのような」機能を期待するのか、具体的に)	現在の調整状況
<p>連携を予定している地域資源 当該法人が運営する他のサービス事業所等も地域資源としてカウントしていただいで構いません。</p>		<p>現在の調整状況 思い描く地域連携を具体化するために、現時点でどのようなやりとりをされているか、その状況をご記入ください。 (例)事業概要と連携内容を説明。快く応じ、賛同してくれた。 (例)事業概要と連携内容を説明。特にコメントはなかった。 (例)今後、具体的に説明・相談する(現在ははまだ構想段階) (例)同一法人であり、法人内部で既に了承している。</p>	

※記入欄が足りない場合は適宜追加してください。

介護保険法第78条の2第4項各号の規定に該当しない旨の誓約書

(提出先)
横浜市長

平成 年 月 日

(申請者)

所在地
名称
代表者職氏名
住所

この事業計画書を提出するにあたり、申請者が下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

【介護保険法第78条の2第4項】

一 申請者が法人でないとき。

二 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第七十八条の四第一項の厚生労働省令で定める基準若しくは同項の厚生労働省令で定める員数又は同条第四項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていないとき。

三 申請者が、第七十八条の四第二項又は第四項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な地域密着型サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。

四 当該申請に係る事業所が当該市町村の区域の外にある場合であって、その所在地の市町村長の同意を得ていないとき。

五 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五の二 申請者が、健康保険法、船員保険法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法又は厚生年金保険法の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金(以下この号、第七十九条第二項第四号の二、第百十五条の十二第二項第五号の二及び第百十五条の二十二第二項第四号の二において「保険料等」という。)について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべて(当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。第七十九条第二項第四号の二、第百十五条の十二第二項第五号の二及び第百十五条の二十二第二項第四号の二において同じ。)を引き続き滞納している者であるとき。

六 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、第七十八条の十(第二号から第五号までを除く。)の規定により指定(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定を除く。)を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス

事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

六の二 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、第七十八条の十(第二号から第五号までを除く。)の規定により指定(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定に限る。)を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着

型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

六の三 申請者と密接な関係を有する者(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者と密接な関係を有する者を除く。)が、第七十八条の十(第二号から第五号までを除く。)の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

七 申請者が、第七十八条の十(第二号から第五号までを除く。)の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)又は第七十八条の八の規定による指定の辞退をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

八 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

九 申請者の役員等のうちに次のイからニまで又はへ(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者の役員等にあつては、次のイからハまで、ホ又はへ)のいずれかに該当する者があるとき。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ロ 第五号又は前号に該当する者

ハ この法律、船員保険法、国民健康保険法又は国民年金法の定めるところにより納付義務を負う保険料(地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下このハ、第七十九条第二項第八号ハ、第八十六条第二項第七号ハ、第一百五十二条第二項第九号ハ及び第一百五十二条の二十二第二項第八号ハにおいて「保険料等」という。)について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当

該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべて(当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。第七十九条第二項第八号ハ、第八十六条第二項

ニ 第七十八条の十(第二号から第五号までを除く。)の規定により指定(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定を除く。)を取り消された法人において、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内にその役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの

ホ 第七十八条の十(第二号から第五号までを除く。)の規定により指定(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定に限る。)を取り消された法人において、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内にその役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの

へ 第七号に規定する期間内に第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出をした法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)又は第七十八条の八の規定による指定の辞退をした法人(当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。)において、同号の通知の日前六十日以内にその役員等であった者で当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないもの

役員等名簿		
(ふりがな) 氏名	役職名・呼称	押印
	氏名または押印について 自署の場合は押印する必要はありません。	

備考 当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等の支配力を有するものと認められる者を含む。)及び事業所を管理する者について記入・押印してください。

資料4 介護保険事業者向けQA(平成23年4月28日版)

サービス名			
項目			
(介護予防)認知症対応型共同生活介護・(介護予防)小規模多機能型居宅介護			
減算に関して			
1	<p>(介護予防)認知症対応型共同生活介護、(介護予防)小規模多機能型居宅介護について、計画作成担当者や介護支援専門員が必要な研修を修了していない場合や、介護支援専門員を配置していない場合の減算(所定単位数の70/100)に対応するサービスコード等がないが、どのように減算の届出や請求を行ったらよいか。</p>	<p>認知症対応型共同生活介護や小規模多機能型居宅介護等について、計画作成担当者や介護支援専門員が必要な研修を修了していない場合や介護支援専門員を配置していない場合など、減算対象となる場合の</p> <p>①減算の届出に係る記載 ②請求に係るサービスコード については、次のとおり取り扱うこととします。</p> <p>介護給付費算定に係る体制等状況等一覧表</p> <p>① (介護予防)認知症対応型共同生活介護(短期利用型含む。)の場合 ・「職員の欠員による減算の状況」欄の「2 介護従業者」に○印をつける。</p> <p>② (介護予防)小規模多機能型居宅介護の場合 ・「職員の欠員による減算の状況」欄の「3 介護職員」に○印をつける。</p> <p>介護給付費単位数等サービスコード表</p> <p>① (介護予防)認知症対応型共同生活介護(短期利用型含む。)の場合 ・「算定項目」欄の「介護従業者が欠員の場合×70%」欄に対応するサービスコード表を使用する。</p> <p>② (介護予防)小規模多機能型居宅介護の場合 ・「算定項目」欄の「従業者が欠員の場合×70%」欄に対応するサービスコード表を使用する。</p>	H19.10
2	<p>認知症対応型共同生活介護事業所における計画作成担当者及び小規模多機能型居宅介護事業所における介護支援専門員が必要な研修を修了していない場合の減算(所定単位数の70/100を算定)について、職員の突然の離職等により研修修了要件を満たさなくなった場合、必要な研修は年間3、4回程度しか実施されていないにもかかわらず、研修が開催されるまでの間は減算の適用を受けることになるのか。</p>	<p>認知症対応型共同生活介護事業所における計画作成担当者等が必要な研修を修了していない場合の人員基準欠如については、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について減算されますが、翌月の末日において人員基準を満たしていれば減算されないことになっています。</p> <p>職員の離職等により、新たに計画作成担当者等を配置した場合であっても、研修修了要件を満たしていないときは、原則として、研修の開催状況にかかわらず、減算の対象になります。</p> <p>しかしながら、都道府県における研修の開催状況を踏まえ、職員の離職等の後、新たに計画作成担当者等を配置し、かつ、市町村からの推薦を受けて都道府県に研修の申込を行い、当該計画作成担当者等が研修を修了することが確実に見込まれる場合は、当該研修を修了するまでの間は減算としないこととします。</p> <p>なお、受講予定の研修を修了しなかった場合においては、通常の減算の算定方法に基づき、(人員基準欠如が発生した翌々月から)減算を行うこととします。</p>	H19.10
(介護予防)小規模多機能型居宅介護			
サービス提供・報酬算定等について			
1	<p>小規模多機能型居宅介護費は、登録した利用者について登録している期間1ヶ月につきそれぞれ所定単位数を算定するとされているが、これら算定の基礎となる「登録日」とはいつをさすのか。</p>	<p>「登録日」は利用者との利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問または宿泊のいずれかのサービスを実際に利用を開始した日になります。また、「登録終了日」は、利用者との利用契約を終了した日になります。</p>	H19.4.12

サービス名			
項目			
2	月途中から登録した場合や月途中で登録を終了した場合、介護報酬はどのように算定するのか。	月途中から登録した場合は、登録日からその月の末日までを、月途中で登録が終了した場合は、その月の初日から登録終了日までの登録期間に応じて、日割りにより算定します。	H19.4.12
3	(介護予防)小規模多機能型居宅介護の利用者のケアプランは誰が作成するのか。	予防の方も含めて小規模多機能型居宅介護事業所のケアマネジャーが作成します。 なお、ケアプランの作成については、小規模多機能型居宅介護の介護報酬の中に含まれていることから、別途ケアプランの作成に係る介護報酬を算定することはできません。	H19.4.12
4	利用者が月を通じて小規模多機能型居宅介護を利用しているが、併せて、訪問看護や訪問リハビリテーションなどの居宅サービスを利用している場合、その月の給付管理票の作成はどこが行うのか。	利用者が月を通じて小規模多機能型居宅介護を利用している場合には、小規模多機能型居宅介護事業所のケアマネジャーが、他の居宅サービス(訪問看護や訪問リハビリテーション)を含めた給付管理票を作成します。	H19.4.12
5	訪問介護や通所介護など他の居宅サービスを利用していた利用者が、月の途中から小規模多機能型居宅介護を利用した場合、その月の給付管理票の作成はどこが行うのか。	利用者が月の途中から小規模多機能型居宅介護を利用し、かつ、その期間を除いて居宅介護支援を受けた場合には、居宅介護支援事業所のケアマネジャーが、小規模多機能型居宅介護を含めた給付管理票を作成します。	H19.4.12
6	月の途中から小規模多機能型居宅介護サービスを利用したが、その利用期間以外に居宅サービスを利用していない場合、その月の給付管理票の作成はどこが行うのか。	小規模居宅介護支援事業所のケアマネジャーが、小規模多機能型居宅介護の期間のみの給付管理票を作成します。	H19.4.12
7	入院により、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスのいずれも利用していない月であっても、小規模多機能型居宅介護費の算定は可能か。	利用者が入院した際には、すみやかに次の4項目について確認し、記録に残してください。(1)入院先 (2)入院期間 (3)利用者の意向 (4)確認日 確認時において登録中の利用者が1ヶ月を通して入院することが予見される場合には、実質的なサービス提供が無いにもかかわらず利用者負担が生じていることに配慮し、基本的には一旦契約を終了してください。 また、利用者に対して、契約解除後に事業所が登録定員に達した場合はサービスが利用できなくなることを説明するようにしてください。 なお、予め1ヶ月を通しての入院が予見されるにもかかわらず、登録を解除せず、介護報酬を請求した場合は、利用者が登録中であっても介護報酬は算定できません。	H21.1
8	当初は1週間程度の入院予定であったが、入院が長引き結果的に月を通しての入院になってしまった場合も返還の対象になるのか。	入院当初及び、入院が長引いた時点で、入院期間及び利用者の意向について確認したにも関わらず、月を通して入院が予見できなかった場合は、返還の対象にはなりません。 ただし、月を通しての入院になった時点で、退院日が確定できない場合は一度登録を解除する必要があると考えます。	H21.1

サービス名			
項目			
9	月の途中から入院した場合の取扱いはどうなるのか	<p>月の途中から入院した場合は、以下の例のとおりとなります。</p> <p><例></p> <p>① 8月15日から9月15日→「月を通した入院」にはあたりません。</p> <p>② 8月1日から8月31日→「月を通した入院」にはあたりません。</p> <p>③ 7月31日から9月1日あるいは、これ以上の長期間→「月を通した入院」に該当します。 (入院日や退院の日は、入院期間に含みません)</p>	H21.1
10	登録している利用者が週1回程度しか利用しない場合でも、月額報酬での算定は可能か。	<p>制度上は算定可能ですが、利用者負担などを考えると、そのような利用は必ずしも合理的ではなく、運営推進会議に「通いサービス」などの回数などを報告し、適切なサービス提供であるかどうかの評価を受ける必要があります。また、予防の利用者の回数も含めて事業所全体のサービス回数が週4回を下回る場合は減算となります。サービスの平均回数の算定式は以下のとおりです。</p> <p><算定式></p> <p>「暦月のサービス提供回数」÷(「当該月の日数」×「登録者数」)×7</p> <p>* 月途中から利用を開始または終了した場合は、利用していない日数を控除する。</p>	H22.6
11	宿泊サービスの日数に上限はあるのか。	<p>(介護予防)小規模多機能型居宅介護は、通いを中心に利用者の様態や希望に応じて、随時の訪問や宿泊を組み合わせることでサービスを提供するという弾力的なサービスが基本であり、宿泊サービスの上限設定はされていません。</p> <p>ただし、宿泊が長引いて居宅に戻れない状態にならないようケアマネジメントを行うことや、他の利用者の宿泊に対応できないような状況にならないようにするなど、ご本人及び他の利用者が適切にサービスを利用できるよう調整することが必要となってきます。また、運営推進会議に対して報告し、評価を受けることも必要と考えます。</p>	H22.6
12	登録者が通いサービスを利用していない日における適切なサービスとはどの程度のものをいうのか。	<p>一人の利用者に対して、通いサービスおよび訪問サービスを合わせて概ね週4日以上行うことが目安となります。通いサービスおよび訪問サービスを提供しない日であっても、電話による見守りを含め、利用者には何らかの形で関わることが望ましいとされています。</p>	H19.4.12
13	利用者宅へ訪問し、声かけなどを行った程度でも、訪問サービスの回数に含めてよいか。	<p>小規模多機能型居宅介護の訪問サービスは身体介護に限られないため、利用者宅を適宜訪問し、見守りの意味で声かけなどを行った場合でも訪問サービスの回数に含めて差し支えありません。</p>	H19.4.12
14	サービス提供が過少である場合の減算の取扱いについて、電話による見守りをサービス提供回数に含めることは可能か。	<p>利用者宅を訪問して見守りの意味で声かけ等を行った場合は、サービス提供回数に含めることは可能ですが、電話による見守りはサービス提供回数に含めることはできません。(平成21年4月改定関係Q&A vol.1)</p>	H22.6

サービス名			
項目			
15	通いサービスを利用している利用者と散歩に出掛けて、そのまま利用者宅まで付き添った場合は、通いと訪問の両方にカウントできるのか	通いサービスの利用者につき添って、散歩→居宅への送りまでした場合は、居宅が含まれていますが、ご利用者が通いサービスの定員としてカウントされていることから通いサービスの一環と考えられます。従って、訪問サービスではなく通いサービスにカウントすることになります。しかしながら、居宅に着いた後に利用者に対して必要なサービスを提供した場合は、通いサービスに加えて、訪問サービスもカウントすることができます。	H22.6
16	初期加算は、通いサービスなどの利用日のみに加算するのか。	通いサービスなどを利用していない日であっても、登録日から30日以内の期間に初期加算を算定できます。	H19.4.12
17	訪問サービスには、通院・外出介助等の事業所・居宅以外の場所でのサービスも含まれるのか。含まれる場合、事業所の車両による送迎費用は徴収できるのか	現在の小規模多機能型の実態を踏まえると、通院・外出介助については小規模多機能型居宅介護においてもニーズが高いものであり、利用者の生活を支える上では必要なサービスであるため訪問サービスに含まれます。従って、通院や外出等にかかる実費を徴収することについては認めています。また、事業所の車両を使った場合、駐車場料金やガソリン代などの実費相当額は徴収できますが、独自に設定した運送料金(人件費、車輛損料等)を徴収することは認められません。なお協力医療機関に通院する場合は、いかなる料金も徴収できません。	H22.6
18	食事の提供に要する費用や宿泊費は事業者が自由に設定してよいか。	国が定める指針(「居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針」)を踏まえ、事業者において適切な額を設定してください。	H19.4.12
19	日常生活において通常必要となる利用者に負担させることが適当と認められる費用とはどういうものか。	日常生活において通常必要となる利用者に負担させることが適当と認められる費用には、次のようなものが想定されます。 ①利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合にかかる費用 ②利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合にかかる費用	H19.4.12
20	登録者は、他の小規模多機能型居宅介護事業所に登録することはできないのか。	小規模多機能型居宅介護においては、利用者と従業者のなじみの関係を築きながらサービスを提供することから、利用者は1か所の小規模多機能型居宅介護事業所に限って利用者登録を行うこととしたものであり、複数の小規模多機能型居宅介護事業所の利用は認められません。	H19.4.12

サービス名			
項目			
21	<p>利用者が居宅サービスや他の地域密着型サービスを利用しているときでも、小規模多機能型居宅介護費を算定できるか。</p>	<p>利用者が、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護または認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護もしくは地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている間は、小規模多機能型居宅介護費は算定できません。 また、利用者が小規模多機能型居宅介護を受けている場合は、訪問看護費、訪問リハビリテーション費、居宅療養管理指導費および福祉用具貸与費のみ算定できます。</p>	H19.4.12
22	<p>通いサービスや宿泊サービスを利用している利用者が、小規模多機能型居宅介護事業所において、訪問看護を利用することは可能か。 <平成19年2月19日 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会資料></p>	<p>訪問看護は、利用者の居宅において提供されるものであり(介護保険法第8条第4項)、小規模多機能型居宅介護事業所に看護師が出向くような利用形態は認められません。</p>	H19.4.12
23	<p>小規模多機能型居宅介護事業所に登録していた利用者が、一旦登録を解除して、再度、解除日の2週間後に当該小規模多機能型居宅介護事業所に登録する場合、初期加算は再登録の日から30日間算定することは可能か。 <平成19年2月19日 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会資料></p>	<p>病院等に入院のため、小規模多機能型居宅介護事業所の登録を解除した場合で、入院の期間が30日以内のときは、再登録後に初期加算は算定することはできません(「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第126号)別表3口の注)が、そうでない場合は、初期加算を算定することは可能です。</p>	H19.4.12
24	<p>小規模多機能型居宅介護は、あらかじめサービスの利用計画を立てていても、利用日時の変更や利用サービスの変更(通いサービス→訪問サービス)が多いが、こうした変更の度に、「居宅サービス計画」のうち週間サービス計画表(第3表)やサービス利用票(第7表)等を再作成する必要があるのか。 <平成19年2月19日 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会資料></p>	<p>当初作成した「居宅サービス計画」の各計画表に変更がある場合には、原則として、各計画表の変更を行う必要がありますが、小規模多機能型居宅介護は、利用者の様態や希望に応じた弾力的なサービス提供が基本であることを踏まえ、利用者から同意を得ている場合には、利用日時の変更や利用サービスの変更(通いサービス→訪問サービス)の度に計画の変更を行う必要はなく、実績を記載する際に計画の変更を行うこととして差し支ありません。 また、小規模多機能型居宅介護らしいケアマネジメントを作成するため、全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会が作成した「ライフサポートワーク」の様式が以下のページからダウンロードできますので、参考にしてください。(この様式は全国介護保険担当課長会で配布されました。) <ダウンロード先> http://www.shoukibo.net/iken/index.html</p>	H22.6

サービス名			
項目			
25	<p>小規模多機能型居宅介護事業所においては、サービスの提供回数に制限は設けてはならないと考えるが、登録者が事業所が作成した小規模多機能型居宅介護計画より過剰なサービスを要求する場合、事業所は登録者へのサービス提供を拒否することは可能か。</p> <p><平成19年2月19日 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会資料></p>	<p>他の利用者との関係でサービスの利用調整を行う必要もあり、必ずしも利用者の希望どおりにならないケースも想定されるが、こうした場合には、利用者に対して希望に沿えない理由を十分に説明し、必要な調整を行いながら、サービス提供を行うことが必要です。</p>	H19.4.12
26	<p>居間及び食堂の面積が一人3平方メートル確保できないが通いの定員を増やすことは可能か。</p>	<p>平成21年4月の指定基準改正により、居間及び食堂の広さは、「機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること」と改正されました。</p> <p>よって、一人3平方メートルを確保できない場合であっても、各事業者の個別状況を勘案して認める場合もあります。その際は書面にて、「安全面の確保をするための方法」や「機能を十分発揮するための方法」を提出していただくとともに資料として</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の配置状況や利用者実績 ・利用調整状況 ・家具の配置状況や施設の活用方法を示す図面 <p>などを提出していただきますので、事前に事業指導室にご相談ください。</p> <p>また、通いの定員増に伴い、宿泊の定員が基準を満たさなくなる場合もありますので、注意が必要です。</p>	H22.6

資料5 地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準概要

「地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」は、指定地域密着型サービスの事業がその目的を達成するために必要な最低限度の基準を定めたものです。指定地域密着型事業者は、この基準を遵守し、常にその事業の運営の向上に努めなければなりません。また、この基準を満たさない場合は、指定地域密着型サービスの指定又は更新を受けることはできません。

ここでは、基準の中でも特に重要なものを一覧表にして整理しました。指定・運営に関する基準の全文は以下のウェブページに掲載していますので、必ず確認していただき、基準を遵守した運営を行ってください。

<<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/kourei/jigyousya/shinsei/shitei/syoukibo/>>

1 定義及び基本方針

小規模多機能型居宅介護	<p>「小規模多機能型居宅介護」とは、居宅要介護者について、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき、その者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点（注1）に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの（注2）及び機能訓練を行うことをいう。</p> <p>（注1）機能訓練及び日常生活上の世話を適切に行うことができる拠点 （注2）入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の居宅要介護者に必要な日常生活上の世話</p>	法8条17項
	<p>【基本方針】 要介護者について、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。</p> <p>指定小規模多機能型居宅介護は、通いを中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせるサービスを提供することにより、利用者の居宅における生活の継続を支援するものである。</p>	基準省令62条

介護予防小規模多機能型居宅介護	「介護予防小規模多機能型居宅介護」とは、居宅要支援者について、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき、その者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、その介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うことをいう。	法8条の2 16項
	<p>【基本方針】</p> <p>利用者が可能な限りその居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</p>	予防基準省令43条

2 人員基準

事業者の代表者	<p>ア 以下のいずれかの経験を有していること</p> <p>①特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、認知症高齢者の介護に従事した経験</p> <p>②保健医療サービス又は福祉サービスの経営に携わった経験</p> <p>イ 厚生労働大臣が定める以下の研修を修了していること</p> <p>「認知症対応型サービス事業開設者研修」</p> <p>下記の研修修了者は、事業者の代表者として必要な研修を修了したものとみなされます。</p> <p>(1) 実践者研修又は実践リーダー研修、認知症高齢者グループホーム管理者研修(平成17年度実施のものに限る)</p> <p>(2) 基礎課程又は専門課程</p> <p>(3) 認知症介護指導者養成研修</p> <p>(4) 認知症高齢者グループホーム開設予定者研修</p>	<p>基準省令65条</p> <p>予防基準省令46条</p>
---------	--	---------------------------------

<p>管理者</p>	<p>ア 事業所ごとに配置すること</p> <p>イ 常勤であること</p> <p>ウ 専ら職務に従事する者であること ただし、次の場合は、兼務が可能（事業所の管理上支障がない場合に限る）</p> <p>(ア) 当該事業所の他の職務に従事する場合</p> <p>(イ) 事業所に併設する以下の4種類の施設等の職務に従事する場合</p> <p>① 認知症対応型共同生活介護事業所</p> <p>② 地域密着型特定施設</p> <p>③ 地域密着型介護老人福祉施設</p> <p>④ 介護療養型医療施設(療養病床を有する診療所であるものに限る)</p> <p>※ 上記以外の事業所の管理者との兼務は認められていません</p> <p>エ 特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症高齢者の介護に従事した経験を有すること</p> <p>オ 厚生労働大臣が定める以下の研修を修了していること 「認知症対応型サービス事業管理者研修」</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(注意) 上記研修を受講するには「実践者研修」又は「基礎課程」を修了しているか、「実践者研修」を同時に受講することが必要です。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">下記の(1)と(2)を満たす者は管理者として必要な研修を修了したものとみなされます。</p> <p>(1) 平成18年3月31日までに「実践者研修」又は「基礎課程」を修了していること</p> <p>(2) 平成18年3月31日に次のいずれかの事業所の管理者の職務に従事していたこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム ・老人デイサービスセンター ・介護老人保健施設 ・認知症対応型共同生活介護事業所(管理者研修修了者に限る) 	<p>基準省令64条 予防基準省令45条</p>
<p>介護従業者</p>	<p>ア 事業所ごとに以下の人員の確保が必要</p> <p>【夜間及び深夜の時間帯以外】</p> <p>(ア) 常勤換算で、通いサービスの利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上（3：1以上）</p> <p>(イ) 訪問サービスの提供に当たる介護従業者を1以上</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">通いサービスを行うために3：1以上、訪問サービスを行うために1以上をそれぞれのサービスに固定しなければならないという趣旨ではなく、日中勤務している小規模多機能型居宅介護従事者全体で通いサービス及び訪問サービスを行うこととなるものです。</p>	<p>基準省令63条 予防基準省令44条</p>

	<p>【夜間及び深夜の時間帯】</p> <p>(ア) 夜勤に当たる介護従業者を1以上</p> <p>(イ) 宿直勤務に当たる介護従業者を1以上</p> <p>※ただし、宿泊サービスの利用者がいない場合であって、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、夜勤及び宿直勤務を行う介護従業者を置かないことができる。</p> <p>【夜間及び深夜の時間帯】</p> <p>事業所ごとに、宿泊サービスの利用者の生活サイクル等に応じて設定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模多機能型居宅介護事業所に併設する認知症対応型共同生活介護事業所が1ユニットである場合に限り、夜勤を行う職員の兼務を行って差し支えありません。この場合も、小規模多機能型居宅介護事業所には別に宿直職員1名が必要です。 ・宿泊サービスの利用者が1人であっても、訪問サービス対応のため、夜間及び深夜の時間帯を通じて、夜勤1名と宿直1名の計2名が最低必要となります。 ・宿泊サービスの利用者がいない場合であっても、登録者からの訪問サービスの要請に備え、必要な連絡体制を整備している必要があります。 ・夜勤者＋宿直者の体制の場合、宿直者は随時の訪問に支障がない体制が整備されているのであれば、必ずしも事業所内で宿直する必要はありません(ただし、事業所として確実に勤務管理を行えることが必要です)。 <p>・介護従業者は介護福祉士や訪問介護員等の資格は必ずしも必要ありませんが、原則として、介護等に対する知識、経験を有することが必要です。</p> <p>・日々の通いサービスの実際の職員配置については、その日ごとの状況に応じて判断する必要がありますが、単に通いサービスの利用者がいないからといって職員を配置しないということではなく、通いサービスを利用しない者に対する訪問サービスも含め、利用者には何らかの形で関わることのできるような職員配置に努める必要があります。</p> <p>イ 介護従業者のうち1以上の者は、常勤でなければならない</p> <p>ウ 介護従業者のうち1以上の者は、看護職員（看護師、准看護師）でなければならない</p> <p>看護職員は常勤を要件としておらず、毎日配置していなければいけないということではありません。</p> <p>エ 介護従業者は以下の4種類の併設施設等の職務に従事することができる（各施設の人員に関する基準を満たす従業者に限る）</p> <p>(ア) 認知症対応型共同生活介護事業所</p> <p>(イ) 地域密着型特定施設</p>	
--	---	--

	(ウ) 地域密着型介護老人福祉施設 (エ) 介護療養型医療施設(療養病床を有する診療所であるものに限る)	
介護支援専門員	<p>ア 専ら、登録者に係る居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成に従事すること ただし、次の場合は、兼務が可能（利用者の処遇に支障がない場合に限る）</p> <p>(ア) 当該事業所の他の職務に従事する場合 (イ) 以下の4種類の併設施設等の職務に従事する場合</p> <p>① 認知症対応型共同生活介護事業所 ② 地域密着型特定施設 ③ 地域密着型介護老人福祉施設 ④ 介護療養型医療施設(療養病床を有する診療所であるものに限る)</p> <p>イ 厚生労働大臣が定める以下の研修を修了していること 「小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修」 (注意) 上記研修を受講するには「実践者研修」又は「基礎課程」を修了(又は修了予定)していることが必要です。</p>	<p>基準省令63条 予防基準省令44条</p>

3 利用定員

登録定員	<p>ア 25人以下とする（要介護度による制限はなし）</p> <p>・登録者を一定の要介護度以上の者に限定することはできません ・登録者を併設(又は同一建物)の有料老人ホーム等の入居者に限定することはできません ・利用者は1か所の指定小規模多機能型居宅介護事業所に限って利用者登録を行うことができます</p>	<p>基準省令66条 予防基準省令48条</p>									
通いサービス	<p>ア 利用定員は登録定員の2分の1から15人の範囲内 イ 登録者のみ利用可能</p>	<p>基準省令67条 予防基準省令48条</p>									
宿泊サービス	<p>ア 利用定員は、通いサービスの利用定員の3分の1から9人の範囲内 イ 登録者のみ利用可能</p>										
(例)											
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">登録定員</th> <th style="width: 33%;">通いサービスの定員</th> <th style="width: 33%;">宿泊サービスの定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>24人の場合</td> <td>12人～15人で設定可能</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>仮に12人とした場合</td> <td>4人～9人で設定可能</td> </tr> </tbody> </table>	登録定員	通いサービスの定員	宿泊サービスの定員	24人の場合	12人～15人で設定可能			仮に12人とした場合	4人～9人で設定可能	
登録定員	通いサービスの定員	宿泊サービスの定員									
24人の場合	12人～15人で設定可能										
	仮に12人とした場合	4人～9人で設定可能									
訪問サービス	<p>ア 登録者の居宅を訪問し、当該居宅においてサービスを行う</p>	<p>基準省令63条 予防基準省令44条</p>									

4 設備基準

立地	ア 住宅地の中又は住宅地と同程度に家族や地域住民との交流の機会が確保される地域の中にあること	基準省令67条 予防基準省令48条
①居間 ②食堂	ア 機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること イ 居間と食堂は同一の場所とすることができる	基準省令67条 予防基準省令48条
③宿泊室	<p>【個室】</p> <p>ア 宿泊室の定員は、1人とする ただし、利用者の希望等により一時的に2人とすることもできる</p> <p>イ 宿泊室の床面積は、7.43㎡以上であること</p> <p>【個室以外】</p> <p>ウ 合計した床面積が、おおむね7.43㎡に宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上であること (宿泊サービス利用定員－個室定員) × 7.43㎡ ≤ 個室以外の宿泊室</p> <p>エ 居間はプライバシーが確保されたものであれば、個室以外の宿泊室の面積に含めることができる</p> <p>・民家等の既存施設を活用した効率的なサービス提供等を可能とする観点から、宿泊専用の個室がない場合であっても、宿泊室についてプライバシーが確保されたしつらえになっていれば差し支えありません。 ・プライバシーの確保とはパーティションや家具などにより利用者同士の視線が遮断されること。家具やふすまのような建具までは要しませんが、カーテンはプライバシーの確保がされているとは言えません。</p>	基準省令67条 予防基準省令48条
④台所 ⑤浴室 ⑥消火設備その他の非常災害に際して必要な設備 ⑦その他必要な設備及び備品等	<p>ア 設備は、専ら当該指定小規模多機能型居宅介護の事業の用に供するものでなければならないが、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に支障がない場合は共有することもできる</p> <p>・指定小規模多機能型居宅介護の居間及び食堂を指定通所介護等の機能訓練室及び食堂として共用することは認められません。</p> <p>イ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備</p> <p>・消防法その他の法令等に規定された設備を確実に設置すること ・たばこ、ライター等の適切な管理や消火・避難訓練の徹底など、防火体制の強化を図ること</p>	

5 運営基準（主なもの）

利用料	ア 事業者は、利用料の他、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。	基準省令71条 予防基準省令52条
-----	---	----------------------

	<p>(ア) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用</p> <p>(イ) 利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問サービスを提供する場合は、それに要した交通費の額</p> <p>(ウ) 食事の提供に要する費用</p> <p>(エ) 宿泊に要する費用</p> <p>(オ) おむつ代</p> <p>(カ) 上に掲げるもののほか、指定小規模多機能居宅介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用</p> <p>【食事提供費、宿泊費について】</p> <p>① 食事の提供に要する費用は食材料費及び調理にかかる費用に相当する額を基本に設定します。</p> <p>② 宿泊費は室料及び光熱水費に相当する額を基本に設定します。なお、宿泊費の設定に当たっては次の事項を勘案すること。</p> <p>ア 建設費用、修繕・維持費用、公的助成の有無</p> <p>イ 近隣地域に所在する類似施設の家賃・光熱水費</p> <p>イ 上記の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</p>	
基本取扱方針	ア 指定小規模多機能型居宅介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。	基準省令72条 予防基準省令65条
第三者評価	<p>ア 事業者は、自らその提供する指定小規模多機能型居宅介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>・事業者は、各都道府県の定める基準に基づき、まず自ら評価を行った上で、各都道府県が選定した評価機関の実施するサービス評価を受け、その評価結果を踏まえて総括的な評価を行い、常に提供するサービスの質の改善を図らなければならない。</p> <p>・自己評価は、各事業所が、自ら提供するサービスを評価・点検することにより、サービスの改善及び質の向上を目的として実施するものであり、事業所の開設から概ね6か月を経過した後に実施するものである。</p> <p>・自己評価結果の公表については、利用者並びに利用者の家族へ提供するほか、事業所内の外部の者にも確認しやすい場所に掲示する方法や、市町村窓口、地域包括支援センターに置いておく方法、インターネットを活用する方法などが考えられる。</p> <p>・外部評価については、現在指定認知症対応型共同生活介護事業所において実施されている外部評価と同様に、都道府県が指定する外部評価機関が、事業所が行った自己評価結果に基づき、第三者の観点から、サービスの評価を行うことを想定しており、自己評価を行った後、事業所の開設後1年以内に実施することとなっている。外部評価結果の公表については、事業所内で自己評価結果の公表と同様の扱いのほか、外部評価機関がWAM-NET上に公表する等が考えられる。</p>	基準省令72条 予防基準省令65条

	※なお、介護保険法上、介護サービス情報の公表についても義務付けられています。	
具体的取扱方針	<p>ア 指定小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当適切に行う。</p> <p>制度上は週1回程度の利用でも所定点数の算定は可能ですが、利用者負担等も勘案すれば、このような利用は必ずしも合理的ではなく、運営推進会議に通いサービスの回数等を報告し、適切なサービス提供であるかどうかの評価を受けることが必要となるものです。</p> <p>指定小規模多機能型居宅介護は、通いサービスを中心として、利用者の様態や希望に応じて、訪問サービスや宿泊サービスを組み合わせるサービスを提供するという弾力的なサービス提供が基本であり、宿泊サービスの上限は設けず、重度の者であれば、運営推進会議に対し報告し、評価を受けることを前提として、ほぼ毎日宿泊する形態も考えられます。</p> <p>しかしながら、ほぼ毎日宿泊するような者が増え、他の利用者の宿泊に対応できないような状況になれば、他の利用者が適切にサービスが利用できるよう調整を行うことが必要となるものです。</p> <p>イ 指定小規模多機能型居宅介護は、通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続いてはならない。</p> <p>「通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない」とは、登録定員のおおむね3分の1以下が目安です。</p> <p>ウ 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話による見守り等を行う等登録者の在宅生活を支えるために適切なサービスを提供しなければならない。</p> <p>・「適切なサービス」とは、一の利用者に対して、通いサービス、宿泊サービス及び訪問サービスを合わせて概ね週4回以上行うことが目安となるものです。</p> <p>・事業者は、通いサービス、宿泊サービス及び訪問サービスを提供しない日であっても、電話による見守りを含め、利用者に何らかの形で関わることを望ましい。</p> <p>・なお、指定小規模多機能型居宅介護の訪問サービスは身体介護に限られないため、利用者宅を適宜訪問し、見守りの意味で声かけ等を行った場合でも訪問サービスの回数に含めて差し支えありません。</p>	基準省令73条 予防基準省令66条
居宅サービス計画の作成	<p>ア 事業所の管理者は、介護支援専門員に、登録者の居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。</p> <p>・登録者(要支援者含む)の居宅サービス計画は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員に作成させることとしたものです。</p> <p>・このため、指定小規模多機能型居宅介護の利用を開始した場合には、介護支援専門員は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員に変更することとなります。</p> <p>イ 介護支援専門員は、登録者の居宅サービス計画の作成に当たっては、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の具体的取組方針に沿って行うものとする。</p>	基準省令74条 予防基準省令66条

<p>小規模多機能型居宅介護計画の作成</p>	<p>ア 介護支援専門員は小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めなければならない。</p> <p>「多様な活動」とは、地域の特性や利用者の生活環境に応じたレクリエーション、行事、園芸、農作業などの利用者の趣味又は嗜好に応じた活動等をいうものです。</p> <p>イ 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス又は宿泊サービスを組み合わせた介護を行わなくてはならない。</p>	<p>基準省令77条 予防基準省令66条</p>
<p>モニタリングの実施 ＜介護予防のみ＞</p>	<p>ア 介護支援専門員は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防小規模多機能型居宅介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防小規模多機能型居宅介護計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うとともに、利用者の様態の変化等の把握を行うものとする。</p> <p>イ 介護支援専門員は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防小規模多機能型居宅介護計画の変更を行うものとする。</p> <p>介護支援専門員は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画に定める計画期間が終了するまでに1回はモニタリングを行い、利用者の介護予防小規模多機能型居宅介護計画に定める目標の達成状況の把握等を行うこととしており、当該モニタリングの結果により、解決すべき課題の変化が認められる場合等については、必要に応じて当該介護予防小規模多機能型居宅介護計画の変更を行うこととしたものです。</p>	<p>予防基準省令66条</p>
<p>介護等</p>	<p>ア 利用者の食事その他の家事等は、可能な限り利用者と小規模多機能型居宅介護従業者が共同で行うよう努めるものとする。</p> <p>利用者が小規模多機能型居宅介護従業者と食事や清掃、洗濯、買物、園芸、農作業、レクリエーション、行事等を可能な限り共同で行うことによって良好な人間関係に基づく家庭的な生活環境の中で日常生活が送れるようにすることに配慮したものです。</p>	<p>基準省令78条 予防基準省令67条</p>
<p>協力医療機関等</p>	<p>ア 事業者は、主治の医師との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。</p> <p>イ 事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。</p> <p>ウ 事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。</p>	<p>基準省令83条 予防基準省令59条</p>

<p>地域との連携 (運営推進会議等)</p>	<p>ア 事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、事業所が所在する市町村の職員又は当該事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域住民の代表者等により構成される協議会（運営推進会議）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。</p> <p>イ 事業者は、報告、評価、要望、助言等について記録を作成するとともに、それを公表するものとする。</p> <p>ウ 事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。</p> <p>エ 事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定小規模多機能型居宅介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p>	<p>基準省令85条 予防基準省令61条</p>
<p>非常災害対策</p>	<p>ア 事業者は定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。</p> <p>イ 訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</p>	<p>基準省令82条の2 予防基準省令58条の2</p>
<p>居住機能を担う併設施設等への入居</p>	<p>ア 事業者は、指定小規模多機能型居宅介護を継続するよりも併設する地域密着型介護老人福祉施設等その他の施設への入所等が行われる方が、利用者に対して適切な処遇が行われると認められる場合には、速やかにそれらの施設への入所等が行われるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>基準省令86条 予防基準省令62条</p>

「法」…介護保険法

「基準省令」…指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

(平成18年3月14日厚生労働省令第34号)

「予防基準省令」…指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(平成18年3月14日厚生労働省令第36号)

※小規模多機能型居宅介護と介護予防小規模多機能型居宅介護の指定を併せて受け、一体的に運営される場合にはいずれかの指定基準を満たしていれば、もう一方の指定基準を満たしているとみなされます。

発行

横浜市健康福祉局高齢健康福祉部

高齢施設課

TEL 045-671-3414・FAX 045-641-6408

事業指導室

TEL 045-671-2356・FAX 045-681-7789

<http://www.city.yokohama.jp/me/kenkou/kourei/>